

第 20 号

徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 9 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立航空旅客取扱施設 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 板野郡松茂町豊久字朝日野16番地2
徳島空港ビル株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年1月1日から平成34年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。